

居住環境・災害配慮基準チェックシート

長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第6条第1項第3号「居住環境基準」			有	無	備考
地区計画	①	地区計画内の申請であるか。			「有」の場合②
	②	地区計画の区域内における行為の届出に関する適合通知は添付しているか。			「無」の場合、受付不可
景観計画	①	高さ13m又は建築面積1,000㎡を超える建築物であるか。			「有」の場合②へ
	②	大規模行為に係る適合の通知は添付しているか。(青森県景観条例)			「無」の場合、受付不可
都市計画 取り 扱い 施設 等	①	都市計画施設の区域内の申請であるか。			「有」の場合、受付不可
	②	市街地開発事業の区域内の申請であるか。			「有」の場合、②-1へ
	②-1	区画整理地内の除却が不要である建物等であるか。			「無」の場合、受付不可

長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第6条第1項第4号「災害配慮基準」				内	外	解除の見込み等※	備考
①	地すべり等防止法	第3条第1項	地すべり防止区域				「内」で、「解除の見込み等」がない場合、受付不可
②	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第3条第1項	急傾斜地崩壊危険区域				「内」で、「解除の見込み等」がない場合、受付不可
③	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	第9条第1項	土砂災害特別警戒区域				「内」で、「解除の見込み等」がない場合、受付不可
④	建築基準法	第39条第1項	災害危険区域				「内」で、「解除の見込み等」がない場合、受付不可

※区域内で、解除等の見込みがある場合、チェックを入れる。

認定を行わない区域（区域の指定解除が決定している場合又は近い将来解除されることが確実と見込まれる場合はこの限りではない。）

- ①：地すべり等防止法第3条第1項に規定する「地すべり防止区域」※河川所管、農村整備所管、林政所管による区域有
- ②：急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する「急傾斜地崩壊危険区域」
- ③：土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- ④：建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域

申請者の氏名又は名称
代表者の氏名
